

霧島市条例第4号
令和7年2月28日

霧島市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。
別表第1第46の項を次のように改める。

46 削除	
-------	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。